

審判所の現状と課題等

[科 目] 審判所の現状と課題等
[講義日時] 令和元年7月30日（火）
自 8:40 至 10:10
[講 師] 国税不服審判所
管理室長 渡辺 隆

審判実務研修資料
令和元年7月30日

審判所の現状と課題等 I

審判所本部 管理室長
渡辺 隆

国税不服審判所の機能・目的等

▶組織

国税庁の特別の機関
(1970年の国税通則法の改正
により創設)



▶機能

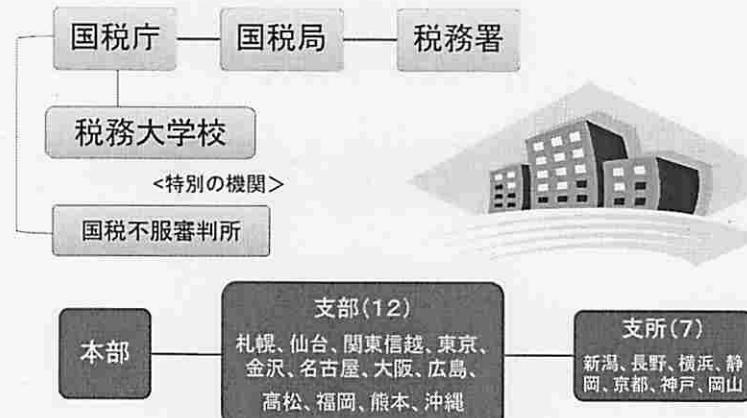
国税庁長官の持つ権限から国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離・独立させ、執行機関である国税局や税務署とは別個の機関として、公正な第三者的立場で審査請求事件を審理し裁決を行う。

▶目的・使命

適正かつ迅速な手続による裁決を通じて
⇒ 審査請求人の正当な権利利益の救済
⇒ 税務行政の適正な運営の確保

2

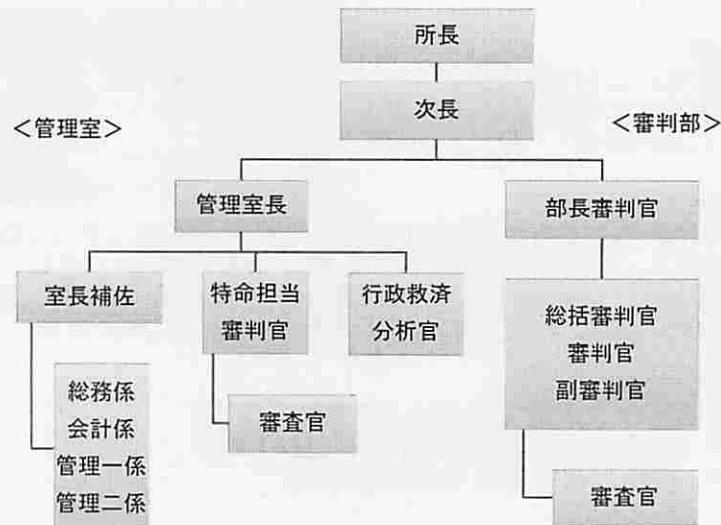
組織・機構①



- ・ 全国の主要都市に(各國税局の単位毎に)12の支部と7の支所
- ・ 支部間併任の前例もあり
- ・ 支部一支部間の事案の移送は、比較的自由。支部間の移送は限定的

3

組織・機構②



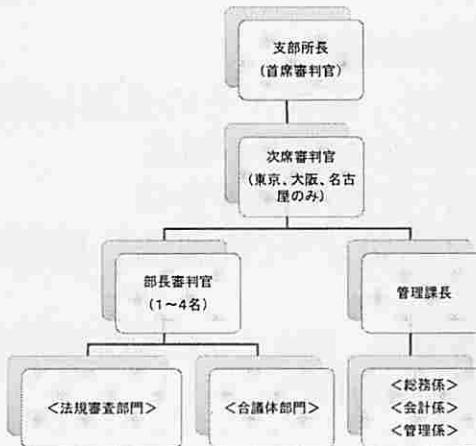
4

(参考)本部における事件関与

本部関与の事件区分

区分		内 容		目的等
本部が 関与する 事件	重要先例見込事件等	重要先例見込事件(A) →指定後(A')	長官通達の法令解釈と異なる処理をするもの 法令の解釈の重要な先例となるもの	裁決と行政の統一性を図る
	個別管理重要事件(B) ※A'を除く、→指定後(B')	複数の支部に係属し、統一した処理を要するもの 上記に準ずるもの	地域・業種的に集団発生したもの 調査範囲が広域にわたるもの	事件処理の統一性を図る
	本部協議事件(C) ※A' B'を除く。	法令解釈に関する事件	先例裁決と異なる判断をするもの 租税法に関する判例・通説、通常の課税実務と異なる判断をするもの 民事法等に関する判例・通説と異なった判断をするもの 税法上の解釈として民事法上の解釈と異なった判断を 裁決書に記載するもの	本部・支部間の連絡協調を図る
	本部支援事件	法令の解釈・適用に困難性を伴うもの 事業認定に困難性を伴うもの★ 裁決書等の記載・構成に検討を要するもの 支部において、照会が必要と判断するもの (本部照会必須事件)	法令解釈等の統一(法審支援含む)	
相互審査事件(E) ※A' B' CDを除く。		取消見込事件: ※「公表否」「共有者等」「争点外事項」を除く ※東京及び大阪は原則として実施対象外 ★事業認定に困難性を伴う取消見込事件は確実に本部照会事件へ		公表の観点
情報共有事件(F) ※A' B' CDEを除く。		社会的関心が高いと認められる事件 原処分又は審査請求に係る全国的な報道があつたもの 国際的租税回避・移転価格事件等の国際取引 取消し(見込)を求めている税額が多額なもの (取消しを求めている税額1億円超又は取消(見込)税額1億円超) 本部において連絡が必要と認めるもの	本部関与の必要性を既にえた情報の共有	

組織・機構③



上記は支部内の組織・機構であるが、この他に、東京支所には横浜支所、大阪支所には、京都支所、神戸支所、名古屋支所には、静岡支所、関東信越支所には、新潟支所、長野支所、広島支所には、岡山支所が設置されている。支所の規模も10名前後から4名の支所と幅がある。

国税不服審判所の歩み

昭和25年7月 第一次シャウブ勧告(昭和24年9月)に基づいて、国税庁及び国税局の附属機関として、協議団が設置。

昭和45年5月 国税通則法改正により、協議団が廃止され、国税庁の附属機関として執行機関(国税局、税務署)から分離された別個の機関として国税不服審判所が設置。

昭和47年5月 沖縄復帰に伴い、国税不服審判所沖縄事務所が設置。

平成19年7月 国税審判官への民間専門家からの外部登用を開始。(特定任期付審判官登用)

平成22年12月 平成23年度税制改正大綱を受け、平成25年までに事件担当の国税審判官の半数程度(50名)を外部登用者とする内容の「方針及び工程表」を策定・公表。

平成25年7月 上記の通り、特定任期付審判官の採用数が50名となる。

平成28年4月 行政不服審査法の改正を受け、国税不服申立制度の抜本的な見直しが盛り込まれた改正国税通則法等が施行。(→ 具体的な内容はこの後説明。)

7

不服申立制度改正の経緯①

行政不服審査制度

行政処分に対し、国民がその見直しを求め、
行政庁に不服を申立てる制度

【一般法】行政不服審査法

国税に関する処分⇒【特別法】国税通則法

行政不服審査法 昭和37年制定以降、実質的な改正が行われず

8

不服申立制度改正の経緯②

- 平成26年6月に国会で改正法成立。
平成28年4月1日から施行
- ① 審理の公正性の向上
② 使いやすさの向上(国民の利便性)
の観点から抜本的な改正
- 行政不服審査法の改正に伴い、国税通則法の不服申立に関する規定も改正
(44年ぶりの改正)

9

行政不服審査制度の目的

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）【改正前】

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによっててに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。



行政不服審査法（平成26年法律第68号）【改正後】

（目的等）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

10

国税不服申立制度の改正概要①

利便性向上(使いやすさの向上)の観点から

- 不服申立前置の見直し(75条)【改正】
直接審査請求が可能に
「異議申立て」⇒「再調査の請求」
- 不服申立期間の延長(77条)【改正】
2ヶ月以内⇒3ヶ月以内に
- 標準審理期間の設定(77条の2)【新設】
審判所では1年に

11

国税不服申立制度の改正概要②

公正性向上(審理の見える化)の観点から

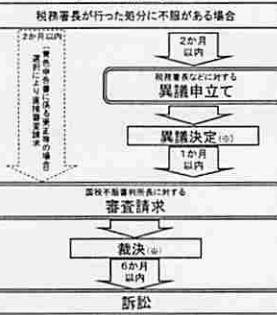
- 証拠書類等の閲覧範囲の拡大・写しの交付の導入
(97条の3) 【改正・新設】
- 口頭意見陳述における質問権の導入(95条の2)
【改正・新設】
- 審理手続の計画的進行(92条の2)【新設】
- 審理手続の申立てに関する意見聴取(97条の2)【新設】
- 審理手続の終結(97条の4)【新設】

12

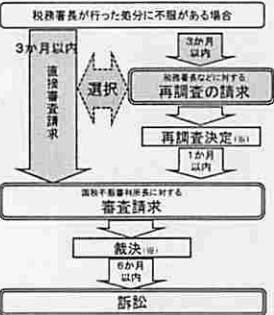
国税不服申立制度の改正概要③

- ・直接審査請求が可能「異議申立て」を廃止し、「再調査の請求」(選択制)を創設
- ・不服申立期間を2か月から3か月に延長

【 改正前 】



【 改正後 】



(※)税務署長など・国税不服審判所長から3か月以内に決定・裁決がない場合は、それより決定・裁決を経ないで、審査請求・訴訟をすることができる。

13

審判所の現状と課題等Ⅱ

(審判所職員としての心構え)

- ▶ 綱紀の厳正な保持
- ▶ 公務員倫理法
- ▶ 緊急対応事案への対応
- ▶ 行政文書・情報の管理
- ▶ 情報公開法・個人情報保護法の開示請求への対応
- ▶ マスコミ対応
- ▶ 予算管理

15

綱紀の厳正な保持

一般服務関係:

欠勤、秘密漏洩、兼業承認懈怠、
株式所有報告懈怠など

公務外非行関係:

暴行、器物損壊、淫行、痴漢行為、飲酒運転など

監督責任関係:

指導監督不適正、非行の隠蔽など

16

公務員倫理法

- ・利害関係者

- 審査請求人(その役員等を含む)、代理人
原処分庁(同じ部門の者、異議担当、署幹部、局担当)

- ・利害関係者との禁止行為

- 供應接待、ゴルフ・旅行など

- ・利害関係者以外との禁止行為

- 相当程度を超える供應接待等、つけ回し

- ・国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について

- 税理士からの贈答、飲食・旅行・ゴルフ(奢られる場合)

17

緊急対応事案への対応

- ・緊急対応事案＝審査請求人等や税務行政等に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急に対応すべき事案

- ・緊急対応事案処理の目的

- 審査請求人等の正当な権利利益保護、職員の安全確保、税務行政の円滑な遂行・信頼の確保等

- ・緊急対応事案が発生したら何をするか

- 迅速かつ適切な情報収集、報告、処理・対応

- (特に不適切な事務処理、職員非行関連は迅速に)

- ・災害対応⇒事前の備えが重要(避難・訓練参加・連絡方法の確認・書棚等の転倒防止措置等)

18

行政文書・情報の管理

- ▶ 行政文書の適切な管理
 - ・ 訓令(五訓令)の遵守
 - ・ 行政文書を庁舎外に持ち出す際の手続
- ▶ 情報セキュリティ
 - ・ 情報管理7か条
 - ・ インターネットの適正な利用
- ▶ その他
 - ・ 個人携帯の官PCへの接続の禁止
 - ・ SNS等(勤務時間中禁止、情報発信は組織への信頼を損なわないように)

19

マスコミ対応

- ▶ 取材があった場合
- ▶ 事件が報道された場合

苦情対応

20

情報公開等への対応

- ▶ 情報公開法に基づく開示請求
- ▶ 個人情報保護法に基づく開示請求

予算管理

- ▶ 予算の適正な執行と管理

21

皆さんに期待すること

- ▶ 審判所の立ち位置、役割・使命をよく認識して仕事に取り組む
- ▶ 国税に関する生の事件を通じて税法を学ぶチャンスとして、目的意識を持って勉強する
- ▶ 誰もが納得できる裁決を

22

令和元年度本校短期研修「審判実務」教材

審判所の現状と課題等
(参考資料)

[科 目] 審判所の現状と課題等
[講義日時] 令和元年 7月30日 (火)
自 8:40 至 10:10
[講 師] 国税不服審判所
管理室長 渡辺 隆

税 务 大 学 校

○ 東京局署職員による勤務時間中の株取引等事案

～平成 30 年 4 月 14 日 読売新聞（朝刊）地方版～

【国税徴収官を懲戒処分】

東京国税局は 13 日、都内の税務署に勤める国税徴収官の男性職員（41）を減給 10 分の 1（3か月）の懲戒処分にした。

発表によると、職員は 2013 年 1 月～17 年 8 月、勤務時間中に計 1314 回、庁舎内のトイレなどで携帯電話を使い、株取引を行った。また、同局調査部に勤務していた 15 年 11 月～16 年 1 月には、内規に反して同部が所管する上場企業の株取引もしていた。

○ 名古屋局署職員による倫理法違反事案

～ 平成 29 年 6 月 23 日 朝日新聞（朝刊）地方版 ～

【〇B 税理士から金品受領 名古屋国税局 2 職員処分 国家公務員法に抵触】

名古屋国税局は 22 日、同局〇B の税理士から飲食費などを負担してもらっていたことが国家公務員法違反に当たるなどして、静岡県内の税務署の男性職員（58）を停職 3 か月、愛知県内の税務署の男性職員（49）を戒告の懲戒処分とし、発表した。静岡の職員は同日付で辞職した。この職員は職務で知った情報を〇B に漏らしてもいたという。

発表によると、静岡の職員は 2009～16 年、この〇B の男性税理士から、パソコン 1 台（12 万 5 千円相当）や現金を受け取ったり、飲食の費用を負担してもらったりしていた。これとは別に、この職員は 10～16 年にかけて、自分が過去に税務調査した企業 4 社に顧問税理士がいないことをこの〇B に教えたという。

〇B が所属する税理士法人はその後、このうち 2 社と顧問契約したという。ただ、同局は「見返りとして（職員が〇B から）利益供与を受けた事実は、現時点では確認されていない」と説明している。

一方、愛知の職員も 14～16 年、この〇B に飲食費を負担させるなどしていたという。また、同局はこの〇B に飲食費を負担してもらった別の職員 2 人を訓告に、当時の上司 2 人を厳重注意などの処分とした。

○ 高松局職員による扶養手当不正受給事案

～平成 29 年 9 月 16 日 每日新聞（朝刊）地方版～

【母の扶養を装い職員が手当受給 高松国税局が懲戒】

高松国税局は 15 日、別居中の母親を扶養していたように装い扶養手当など約 78 万円を不正に受給したとして、同局に勤務する 40 代の男性職員を減給 10 分の 2（3 か月）の懲戒処分にした、と発表した。職員は同日付で依願退職した。

国税局によると、職員は愛媛県内で複数の税務署に勤務していた 2012 年 8 月～17 年 5 月、別居中の母親名義の口座に生活費として毎月 8 万～9 万円を送金。しかし、ほぼ同額を自身の口座に返金させて扶養を装っていたという。職員全員を対象にした調査で発覚した。

職員は不正受給を認め、全額を返済したという。

梶原英明・高松国税局広報広聴室長は「再発防止に努め、綱紀保持の徹底を図る」とした。

○ 金沢局署職員による酒気帯び運転事案

～ 平成 29 年 3 月 18 日 朝日新聞（朝刊）地方版 ～

【酒気帯び運転容疑で逮捕の税務職員を懲戒処分】

金沢国税局は 17 日、道交法違反（酒気帯び運転）容疑で 2 月に逮捕された金沢税務署の男性上席国税調査官（53）を停職 6 か月の懲戒処分にしたと発表した。調査官は同日付で辞職した。

同局や羽咋署によると、調査官は 2 月 17 日夜、金沢市の JR 金沢駅構内とかほく市の高松駅近くの飲食店でビールやウイスキーを飲み、宝達志水町の最寄り駅から乗用車を運転、帰宅途中に自損事故を起こして発覚した。職員は「仕事に一区切りがつき、気持ちが高揚していた」と話しているという。調査官は 2007 年にも酒気帯び運転で検挙され、懲戒処分を受けたという。

5訓令 目次

- 1 国税庁行政文書管理規則**
- 2 国税庁行政文書取扱規則**
- 3 国税庁における情報システムに係る情報セキュリティ
確保のための実施規則**
- 4 国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令**
- 5 国税庁特定機密保護規定**

情報管理7か条

1 文書・パソコン 所定の場所に確實保管

- 行政文書は所定の場所に、携帯用パソコンと情報記録媒体は施錠可能な収納庫等に保管しましょう。机上のパソコンはセキュリティワイヤで必ず固定しましょう。
- 電子情報は、パソコン内に保存せず、サーバーに保存しましょう。

2 文書・パソコンの無許可持ち出し 絶対禁止

- 行政文書やパソコン・情報記録媒体は、原則として、庁舎外への持ち出し禁止です。
- 持ち出す必要がある場合は、文書管理者等の許可を受け、帰所後は持ち帰りの確認を受けましょう。

3 職務外の審査請求人等情報 閲覧禁止

- 審査請求人等の情報を、職務以外の目的で閲覧してはいけません。
- 情報システムを、職務以外の目的で使用してはいけません。

4 作業中に離席するなら適切措置を

- 離席時には、机の上の文書を放置せず裏返すなどし、パソコンはスクリーンセーバー等を利用して、第三者が文書の内容や画面を見たり、操作できないようにしましょう。

5 パスワードは、人に見せない・教えない

- ユーザーID等を第三者が容易に見ることができる場所へ覚え書きしたり、パスワードを口外してはいけません。
- パスワードは定期的に変更しましょう。

6 文書発送は再確認で誤送付防止

- 審査請求人の情報が記載された文書を誤った宛先に送付しないよう、アルバイトを含む職員全員が再確認を徹底するなどして、誤送付の防止に努めましょう。
- メールの宛先にも注意しましょう。

7 対応は、プライバシーに配慮しましょう

- 審判所内外を問わず、審査請求人に対応する場合は、プライバシーに十分配慮しましょう。
- 電話した際に本人が不在の場合は、本人から折り返し電話をしてもらうなど、慎重に対応しましょう。